

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

**DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※<sup>1</sup>でも受給できる場合があります**

- DV等で住所地※<sup>2</sup>以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV等避難中であることの証明と収入要件等）を満たせば、現在のお住まいの市区町村から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村での**手続きが必要**です。

※<sup>1</sup> 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※<sup>2</sup> このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

## 支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する世帯に対し、1世帯あたり**10万円**を支給します。

①避難世帯全員が**令和3年度又は令和4年度「住民税均等割が非課税」**であること

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、避難世帯全員が「住民税非課税相当」※<sup>3</sup>となったこと

※<sup>3</sup> 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（**令和4年1月以降**の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

## 申請先

明石市役所福祉局生活支援室  
臨時特別給付金担当

## 申請期間

令和4年7月1日(金)～令和4年9月30日(金)

## 明石市臨時特別給付金コールセンター

① **住民税（均等割）が非課税の世帯の給付に関すること**

**0570-200918**

受付時間 9:00～17:30(土日祝を除く)

② **世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)の給付に関すること**

**0570-012918**

受付時間 9:00～17:30(土日祝を除く)

## 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

※**制度全体に関すること** **0120-526-145** 受付時間 9:00～20:00(土日祝を除く)

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

## 手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。  
ご不明な点は、明石市臨時特別給付金コールセンターへご相談ください。

### Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV等避難中であることの証明、収入要件等）を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

#### DV等避難中であることを証明する書類の例

- 配偶者に対する保護命令が決定していることわかる保護命令発令謄本や保護命令確定証明書等の書類
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書（利用されている施設で証明書の発行についてご相談ください。）
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書  
※配偶者にお子様への接近禁止命令が発令されている場合など、上記以外の書類でも証明できる場合があります。

### Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

### Q 現在の住まいで受給するためには、 どのような手続きが必要ですか？

A 明石市臨時特別給付金コールセンターまでご連絡ください。状況等に応じ、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」をお送りいたします。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。